

平成24年6月19日

【以下の6県の男女共同参画、復興担当局（部）長に送付】

〔 青森県、岩手県、宮城県〕  
〔 福島県、茨城県、千葉県〕

復興庁統括官付参事官  
（男女共同参画担当）

復興の過程における男女共同参画の推進について

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

政府においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）においても、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」とし、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することとしております。

こうした中、多くの被災地自治体では、復興計画の策定にあたって、外部有識者を含めた委員会等を設置していますが、被災6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）の沿岸43市町村について復興庁で調べたところ、これら委員会等（復興計画を最終決定するために活用または設置された委員会等）における女性委員は、751人中84人（11.2%）、また、9市町村では女性委員のいない状況でした（別添1参照）。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、今後の復興計画の策定、復興計画のさらなる具体化の検討、復興計画の進行管理等に当たっては、出来る限り上記基本方針の趣旨を踏まえ、男女共同参画の視点を十分反映いただきますよう、貴県におかれましては一層のご配慮をお願いすると共に、復興に関わる貴県管下市区町村にもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、43市町村長宛には、復興大臣より、本事務連絡と同趣旨の文書を送付しておりますことを、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

別添1. 被災地自治体における復興計画の策定状況等について

別添2. 43市町村における復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の状況

別添3. 39市町村が策定した復興計画における男女共同参画に関する記載について

（本件照会先）

〔 復興庁 男女共同参画班 : 03-5545-7480 〕